

## 新潟県選挙管理委員会規程第16号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
目次 第1章～第10章の2（略） 第11章 補則（第78条 <del>―</del> 第80条） 第78条・第79条（略） 第80条 <u>（指定都市に対するこの規程の適用）</u> 附則  （投票区分設の告示） 第4条 <u>市町村委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第17条第3項（投票区分設の告示）の規定により市町村の区域を分けて数投票区を設けた旨の告示をするときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。</u>  （定時登録日の変更の告示） 第5条 <u>市町村委員会が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を変更して定めた旨の告示をするときは、別記第2号様式に準じてしなければならない。</u>  （補正登録の告示） 第9条 <u>市町村委員会が法第26条の規定により選挙人名簿に登録した旨の告示をするときは、別記第7号様式の2に準じてしなければならない。</u>  （随時抹消の告示） 第9条の2 <u>市町村委員会が法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の3に準じてなければならない。</u>  （選挙権を有しない者の通知） 第9条の3 <u>市町村委員会が令第1条の3の規定により選挙権の有しない者の通知をするときは、別記第7号様式の4に準じてなければならない。</u>	目次 第1章～第10章の2（略） 第11章 補則（第78条・第79条） 第78条・第79条（略） 附則  （投票区分設の告示） 第4条 公職選挙法（以下「法」という。）第17条第3項（投票区分設の告示）の規定により市町村の区域を分けて数投票区を設けた旨の告示をするときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。  （定時登録日の変更の告示） 第5条 市町村委員会が公職選挙法施行令（以下「令」という。）第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を変更して定めた旨の告示をするときは、別記第2号様式に準じてなければならない。  （補正登録の告示） 第9条 法第26条の規定により選挙人名簿に登録した旨の告示をするときは、別記第7号様式の2に準じてしなければならない。  （随時抹消の告示） 第9条の2 法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の3に準じてなければならない。  （選挙権を有しない者の通知） 第9条の3 市町村委員会が令第1条の規定により選挙権の有しない者の通知をするときは、別記第7号様式の4に準じてなければならない。

(随時抹消の告示)

**第9条の8** 市町村委員会が法第30条の11の規定により在外選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の11に準じてしなければならない。

(投票所の指定)

**第16条** 市町村委員会が、法第39条の規定により投票所を設ける場所を指定するときは、投票が公正に行われるような場所にするものとする。

(投票所の告示)

**第17条** (略)

2 市町村委員会が法第41条第2項((投票所の変更))の規定により告示するときは、別記第15号様式に準じてしなければならない。

(仮投票調書)

**第25条** (略)

2 令第56条第5項(令第57条第3項及び令第58条第4項において準用する場合を含む。)において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により、又は令第65条の4第4項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票又は在外投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者又は市町村委員会の委員長は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、令第60条又は令第65条の7及び令第65条の12の規定により不在者投票又は在外投票を送致する際併せて送付するものとする。

3 令第59条の6第11項において準用する令第56条第5項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、法第49条第7項に規定する総務省令で指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の委員会の委員長に対し、ファクシミリ装置を用いて送信するものとする。この場合において、当該調書を受信するためのファクシミリ装置は、令第59条の6第12項のファクシミリ装置と異なる装置を使用するものとする。

4 (略)

(仮投票調書)

**第32条** 投票管理者は、投票所の事務が終わったときは、直ちに投票に関する書類及び物品(開票管理者に送致したものを除く。)を、市町村委員会に引き継ぐものとする。

(投票の適用)

(随時抹消の告示)

**第9条の8** 法第30条の11の規定により在外選挙人名簿から抹消した旨の告示をするときは、別記第7号様式の11に準じてしなければならない。

(投票所の指定)

**第16条** 市町村委員会が、投票所を設ける場所を指定するときは、投票が公正に行われるような場所にするものとする。

(投票所の告示)

**第17条** (略)

2 法第41条第2項((投票所の変更))の規定により告示するときは、別記第15号様式に準じてなければならない。

(仮投票調書)

**第25条** (略)

2 令第56条第4項(令第57条第3項及び令第58条第4項において準用する場合を含む。)において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により、又は令第65条の13第5項及び令第65条の14第5項において準用する令第65条の4第4項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票又は在外投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者又は市町村委員会の委員長は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、令第60条又は令第65条の7、令第65条の12及び令第65条の16の規定により不在者投票又は在外投票を送致する際併せて送付するものとする。

3 令第59条の6第11項において準用する令第56条第4項において準用する令第41条第2項及び第3項の規定により不在者投票をした者で代理投票の拒否の決定を受けて仮投票をした者があるときは、不在者投票管理者は、別記第21号様式に準じて調書を作成し、指定市町村の委員会の委員長に対し、ファクシミリ装置を用いて送信するものとする。この場合において、当該調書を受信するためのファクシミリ装置は、令第59条の6第12項のファクシミリ装置と異なる装置を使用するものとする。

4 (略)

(仮投票調書)

**第32条** 投票管理者は、投票所の事務が終わったときは、直ちに投票に関する書類及び物品(開票管理者に送致したものを除く。)を、市町村委員会に引き継ぐものとする。

(投票の適用)

**第32条の2** 本章の規定は、第4章《投票》の規定を適用しない。

(投票の準用)

**第32条の3** 第10条《投票管理者等の選任告示》、第12条《投票立会人の選任通知》、第13条《投票立会人の氏名等の通知》、第14条《投票立会人の辞職届出受理》、第14条の2《投票立会人の引継書》、第15条《投票所の開閉時刻の変更》、第16条《投票所の指定》、第17条《投票所の告示》、第18条《投票所の設備》、第19条《投票の進行》、第20条《投票用紙の交付》、第21条《選挙人の宣言》、第22条《投票用紙の收受》、第27条第1項《投票用紙使用残の引継ぎ》、第28条《送致目録》及び第32条《投票に関する書類及び物品の引継ぎ》の規定は、期日前投票に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

(略)

(期日前投票所の投票箱の鍵の保管)

**第32条の4** 令第49条の7において読み替えて適用する令第43条《投票箱を閉鎖する場合の措置》の規定により投票管理者及び投票立会人が投票箱の鍵を封印する場合には、各別にこれを封筒に入れて、一の鍵は投票管理者が、一の鍵は投票立会人が封印し、その表面に期日前投票所名及び鍵の区別、封印した者の氏名を記載するものとする。

(期日前投票に関する仮投票調書)

**第32条の5** 期日前投票所の投票管理者は、法第50条《選挙人の確認及び投票の拒否》第3項、第5項及び令第41条《代理投票の仮投票》第2項、第3項の規定により仮投票をした者があるとき、又は拒否の決定を受けた投票がある場合には、別記第20号様式に準じて調書を作成し、投票録に添えるものとする。

(投票記載の場所)

**第39条** 令第56条第6項、令第57条第3項、令第58条第4項及び令第59条の6第11項の規定による投票記載所は、第18条《投票所の設備》に準じて設備するものとする。

(在外投票の保管)

**第39条の4** 指定在外選挙投票区の投票管理者は、令第65条の7第2項、令第65条の12第2項及び令第65項の13第1項において読み替えて適用される令第60条第2項の規定により在外投票の送致を受けたときは、別記第35号様式の3に準じた保管簿にこれを記載するものとする。

**第32条の2** 本章の規定は、第4章《投票》の規定を適用しない。

(投票の準用)

**第32条の3** 第10条《投票管理者等の選任告示》、第12条《投票立会人の選任通知》、第13条《投票立会人の氏名等の通知》、第14条《投票立会人の辞職届出受理》、第14条の2《投票立会人の引継書》、第15条《投票所の開閉時刻の変更》、第16条《投票所の指定》、第17条《投票所の告示》、第18条《投票所の設備》、第19条《投票の進行》、第20条《投票用紙の交付》、第21条《選挙人の宣言》、第22条《投票用紙の收受》、第27条第1項《投票用紙使用残の引継ぎ》、第28条《送致目録》及び第32条《投票に関する書類及び物品の引継ぎ》の規定は、期日前投票に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

(略)

(期日前投票所の投票箱の鍵の保管)

**第32条の4** 令第49条の7において読み替えて適用する令第43条《投票箱を閉鎖する場合の措置》の規定により投票管理者及び投票立会人が投票箱の鍵を封印する場合には、各別にこれを封筒に入れて、一の鍵は投票管理者が、一の鍵は投票立会人が封印し、その表面に期日前投票所名及び鍵の区別、封印した者の氏名を記載するものとする。

(期日前投票に関する仮投票調書)

**第32条の5** 期日前投票所の投票管理者は、法第50条《選挙人の確認及び投票の拒否》第3項、第5項及び令第41条《代理投票の仮投票》第2項、第3項の規定により仮投票をした者があるとき、又は拒否の決定を受けた投票がある場合には、別記第20号様式に準じて調書を作成し、投票録に添えるものとする。

(投票記載の場所)

**第39条** 令第56条第5項(令第57条第3項、令第58条第4項及び令第59条の6第11項において準用する場合を含む。)の規定による投票記載所は、第18条《投票所の設備》に準じて設備するものとする。

(在外投票の保管)

**第39条の4** 指定在外選挙投票区の投票管理者は、令第65条の16の規定により在外投票の送致を受けたときは、別記第35号様式の3に準じた保管簿にこれを記載するものとする。

(選挙立会人を選任した場合の通知)

**第58条** 第44条((開票立会人を選任した場合の通知))及び第44条の2((開票立会人の氏名等の通知))の規定は、選挙立会人及び選挙分会立会人を選任した場合の通知に準用する。

(候補者の被選挙権調査)

**第61条** 選挙長は、候補者の被選挙権等について、別記第48号様式による調査書により、候補者の住所地の市町村委員会の委員長(必要のある場合は、ほかに本籍地の市町村長)に依頼して、選挙会の開催の日の前日までに調査しておかなければならない。

(県との請負関係等の有無の調査)

**第61条の2** 県委員会は、県議会議員の選挙及び県知事の選挙において、法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項の規定による届出があったときは、当該届出にかかる候補者が、県に対し地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第92条の2((議員が請負人等となることの禁止))又は同法第142条((長が請負人等となることの禁止))に規定する関係を有するものであるかどうか、前条に規定する期日までに調査しなければならない。

(選挙会の開催)

**第62条** 選挙長は、法第80条((選挙会又は選挙分会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときは、別記第49号様式による調査書を用いなければならない。

2・3 (略)

(選挙分会の開催)

**第62条の2** 前条第1項の規定は、選挙分会長が法第80条((選挙会又は選挙分会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときに準用する。

2 (略)

(候補者に関する報告)

**第68条** 選挙長は、次の各号に掲げる事項をその都度電話により県委員会に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第86条第9項((立候補届出の却下))若しくは法第86条の4第9項((立候補届出の却下))の規定により届出を却下したとき、又は法第86条第11項((候補者届出政党の立候補の取下))若しくは第12項((候補者の立候補の辞退))若しくは法第86条の4第10項((立候補の辞退))の届出を受理したとき、若しくは法第91条((公務員となった候補者の取り扱い))若しくは法第103条((当選人が兼職禁止の職にある場合

(選挙立会人を選任した場合の通知)

**第58条** 第44条((開票立会人を選任した場合の通知))第44条の2((開票立会人の氏名等の通知))の規定は、選挙立会人及び選挙分会立会人を選任した場合の通知に準用する。

(候補者の被選挙権調査)

**第61条** 選挙長は、候補者の被選挙権等について、別記第48号様式による調査書により、候補者の住所地の市町村委員会の委員長(必要のある場合は、ほかに本籍地の市町村長)について、選挙会の開催の日の前日までに調査しておかなければならない。

(県との請負関係等の有無の調査)

**第61条の2** 県委員会は、県議会議員の選挙及び県知事の選挙において、法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項の規定による届出があったときは、当該届出にかかる候補者が、県に対し地方自治法第92条の2((議員が請負人等となることの禁止))又は同法第142条((長が請負人等となることの禁止))に規定する関係を有するものであるかどうか、前条に規定する期日までに調査しなければならない。

(選挙会の開催)

**第62条** 選挙長は、法第80条((選挙会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときは、別記第49号様式による調査書を用いなければならない。

2・3 (略)

(選挙分会の開催)

**第62条の2** 前条第1項の規定は、選挙分会長が法第80条((選挙会の開催))の規定により開票管理者の報告を調査するときに準用する。

2 (略)

(候補者に関する報告)

**第68条** 選挙長は、次の各号に掲げる事項をその都度電話により県委員会に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第86条第9項((立候補届出の却下))若しくは第86条の4第9項((立候補届出の却下))の規定により届出を却下したとき、又は法第86条第11項((候補者届出政党の立候補の取下))若しくは第12項((候補者の立候補の辞退))若しくは法第86条の4第10項((立候補の辞退))の届出を受理したとき、若しくは法第91条((公務員となった候補者の取り扱い))若しくは法第103条((当選人が兼職禁止の職にある場合

の特例)第4項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、その年月日、氏名及び事由

(5) (略)

2 選挙長が法第86条第13項又は法第86条の4第11項の規定により候補者の届出、取下げの届出、辞退の届出、届出の却下及び死亡等の旨を県委員会に報告するときは、別記第52号様式の3に準じてしなければならない。

(通称認定の告示等)

**第69条の2** 選挙長は、法第86条第13項又は法第86条の4第11項の規定による立候補の告示の後において、当該告示に係る候補者で令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けることとなった者がある場合においては、直ちに別記第53号様式の5に準じて告示するとともに、その旨を第53号様式の6に準じて県委員会及び市町村委員会に報告又は通知しなければならない。

(当選人が定まったときの報告)

**第71条** 選挙長が法第101条第1項又は法第101条の3第1項の規定により当選人が定まったときに、県委員会に報告するときは、別記第57号様式によらなければならない。

(同時選挙の繰延投票)

**第75条** 市町村委員会が市町村の選挙と県の選挙とを同時に行う場合において、法第125条第2項((繰延投票の場合の届出))の規定によって届出る場合は、第31条((繰延投票))の例に準じなければならない。

2 (略)

**第79条** (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

**第80条** 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第29条、第31条第1項、第74条第1項、第75条第1項及び第76条の規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用し、市の長に関する規定は、区の長に適用する。

別記

**第1号様式**

(投票区分設の告示様式)

(略)

公職選挙法第17条第2項の規定により本市(区)(町)(村)の区域を分けて次のように投票区を設けた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

の特例)第4項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、その年月日、氏名及び事由

(5) (略)

2 選挙長が法第86条第13項又は第86条の4第11項の規定により候補者の届出、取下げの届出、辞退の届出、届出の却下及び死亡等の旨を県委員会に報告するときは、別記第52号様式の3に準じてしなければならない。

(通称認定の告示等)

**第69条の2** 選挙長は、法第86条第13項又は第86条の4第11項の規定による立候補の告示の後において、当該告示に係る候補者で令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けることとなった者がある場合においては、直ちに別記第53号様式の5に準じて告示するとともに、その旨を第53号様式の6に準じて県委員会及び市町村委員会に報告又は通知しなければならない。

(当選人が定まったときの報告)

**第71条** 選挙長が法第101条第1項又は第101条の3第1項の規定により当選人が定まったときに、県委員会に報告するときは、別記第57号様式によらなければならない。

(同時選挙の繰延投票)

**第75条** 市町村委員会が市町村の選挙と県と選挙とを同時に行う場合において、法第125条第2項((繰延投票の場合の届出))の規定によって届出る場合は、第31条((繰延投票))の例に準じなければならない。

2 (略)

**第79条** (略)

別記

**第1号様式**

(投票区分設の告示様式)

(略)

公職選挙法第17条第2項の規定により本市(町)(村)の区域を分けて次のように投票区を設けた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

注\_投票区の区域を変更したときは、変更した投票区だけを告示すること。

**第2号様式**

(定時登録日の変更の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第4号様式**

(選挙時登録の登録日等の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第5号様式**

(縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第6号様式**

(登録、抹消の通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第6号様式の2**

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式**

(登録、抹消の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の2**

(補正登録の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の3**

(随時抹消の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

注・投票区の区域を変更したときは、変更した投票区だけを告示すること。

**第2号様式**

(定時登録日の変更の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第4号様式**

(選挙時登録の登録日等の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第5号様式**

(縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第6号様式**

(登録、抹消の通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第6号様式の2**

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式**

(登録、抹消の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の2**

(補正登録の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の3**

(随時抹消の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の4

(選挙権を有しない者の通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

貴市(区)(町)(村)に住所を有することとなった下記の選挙人は、公職選挙法第11条第1項(公職選挙法第252条)(政治資金規正法第28条)の規定により選挙権を有しなくなった者であるので公職選挙法施行令第1条の3の規定により通知します。

(略)

(略)	明 大 昭 平	年 月 日		
本市(区)(町)(村)において有していた住所				
<table border="1"> <tr> <td>刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>			刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円	(略)
刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円				
(略)				

(略)

第7号様式の5

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(区)(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次のとおりである。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の6

(指定在外選挙投票区の指定告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の7

(指定在外選挙投票区の指定通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

第7号様式の4

(選挙権を有しない者の通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

貴市(町)(村)に住所を有することとなった下記の選挙人は、公職選挙法第11条第1項(公職選挙法第252条)(政治資金規正法第28条)の規定により選挙権を有しなくなった者であるので公職選挙法施行令第1条の規定により通知します。

(略)

(略)	明 大 昭	年 月 日				
本市(町)(村)において有していた住所						
<table border="1"> <tr> <td>後見開始 審判 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確定 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>			後見開始 審判 年 月 日	確定 年 月 日	刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円	(略)
後見開始 審判 年 月 日						
確定 年 月 日						
刑名刑期等 懲役(禁錮) 年 月 罰金 円						
(略)						

(略)

第7号様式の5

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次の通りである。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

第7号様式の6

(指定在外選挙投票区の指定告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

注 公職選挙法原始附則第8項の規定により、当分の間、1の投票区を指定しなければならない。

第7号様式の7

(指定在外選挙投票区の指定通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式の8**

(縦覧場所の告示様式)  
(略)  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の9**

(登録、抹消の通知様式)  
(略)  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式の9の2**

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)  
(略)  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式の10**

(登録、抹消の告示様式)  
(略)  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の11**

(随時抹消の告示様式)  
(略)  
次の者は、国内の市区町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過したので(登録の際に登録されるべきでなかった者であるので)公職選挙法第30条の11第2号(第3号)の規定により在外選挙人名簿から抹消した。  
(略)  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の12**

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)  
(略)  
何市(区)(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(区)(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第23条の16において準用する同令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた在外選挙人名簿は次のとおりである。  
(略)  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第8号様式**

(投票管理者等選任告示様式)

**第7号様式の8**

(縦覧場所の告示様式)  
(略)  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の9**

(登録、抹消の通知様式)  
(略)  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式の9の2**

(異議申出に対する正当でない旨の決定通知様式)  
(略)  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

**第7号様式の10**

(登録、抹消の告示様式)  
(略)  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の11**

(随時抹消の告示様式)  
(略)  
次の者は、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過したので(登録の際に登録されるべきでなかった者であるので)公職選挙法第30条の11第2号(第3号)の規定により在外選挙人名簿から抹消した。  
(略)  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第7号様式の12**

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)  
(略)  
何市(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、公職選挙法施行令第23条の16において準用する同令第19条第1項の規定により右の区域に属する部分について送付を受けた在外選挙人名簿は次のとおりである。  
(略)  
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第8号様式**

(投票管理者等選任告示様式)



その1（当日投票の場合）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

その2（期日前投票の場合）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の2

（指定投票区の指定等告示様式）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の3

（指定投票区の指定等（指定取消）通知様式）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 印

（略）

#### 第8号様式の4

（指定投票区の指定取消告示様式）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の5

（指定関係投票区の変更告示様式）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の6

（指定関係投票区の変更通知様式）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 印

（略）

#### 第9号様式

（投票立会人の選任通知様式）

（略）

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 印

（略）

あなたを何年何月何日執行の何選挙における本市（区）（町）（村）第何投票区投票所（何期日前投票所）の投票立会人に選任したので、公職選挙法第38条第1項（公職選挙法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項）の規定により通知しますから、下記により参会してください。なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により、正当

その1（当日投票の場合）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

その2（期日前投票の場合）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の2

（指定投票区の指定等告示様式）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の3

（指定投票区の指定等（指定取消）通知様式）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 印

（略）

#### 第8号様式の4

（指定投票区の指定取消告示様式）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の5

（指定関係投票区の変更告示様式）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

#### 第8号様式の6

（指定関係投票区の変更通知様式）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 印

（略）

#### 第9号様式

（投票立会人の選任通知様式）

（略）

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 印

（略）

あなたを何年何月何日執行の何選挙における本市（町）（村）第何投票区投票所（何期日前投票所）の投票立会人に選任したので、公職選挙法第38条第1項（公職選挙法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項）の規定により通知しますから、下記により参会してください。なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により、正当な事

な事由がなければ、その職を辞することができないこととなっておりますので念のため申し添えます。  
(略)

#### 第10号様式

(投票立会人氏名等通知様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第11号様式

(投票時刻変更告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

#### 第12号様式

(投票時刻変更通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第13号様式

(投票所開閉時刻変更届出書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

なお、投票箱送致の具体的方法についても併せて付記すること。

(略)

#### 第14号様式

(投票所告示様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の各投票区の投票所を、公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市(区)役所(何町(村)役場又は学校若しくは何処)

由がなければ、その職を辞することができないこととなっておりますので念のため申し添えます。  
(略)

#### 第10号様式

(投票立会人氏名等通知様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第11号様式

(投票時刻変更告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

#### 第12号様式

(投票時刻変更通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第13号様式

(投票所開閉時刻変更届出書様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

なお、投票箱送致の具体的方法についてもあわせて付記すること。

(略)

#### 第14号様式

(投票所告示様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(町)(村)の各投票区の投票所を、公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市役所(何町(村)役場又は学校若しくは何処)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の期日前投票所を公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市(区)役所 (何町(村)役場 又は何処)
------------------------------

(略)

第15号様式

(投票所変更告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の第何投票区の投票所(何期日前投票所)を公職選挙法第41条第2項(公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第41条第2項)の規定により次のとおり変更した。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第17号様式

(投票所の標札様式)

1 投票所

何選挙何選挙区何郡(市・区)町(村)第何投票区 投票所
--------------------------------

2 期日前投票所

何選挙何選挙区何郡(市・区)町(村)何期日前投票所
---------------------------

第18号様式

その2 (投票前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(町)(村)の期日前投票所を公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市役所 (何町(村)役場 又は何処)
---------------------------

(略)

第15号様式

(投票所変更告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(町)(村)の第何投票区の投票所(何期日前投票所)を公職選挙法第41条第2項(公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第41条第2項)の規定により次のとおり変更した。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第17号様式

(投票所の標札様式)

1 投票所

何選挙何選挙区何郡(市・区)町(村)第何投票区 投票所
--------------------------------

2 期日前投票所

何選挙何選挙区何郡(市・区)町(村)何期日前投票所
---------------------------

第18号様式

(入場券、到着番号札様式)  
(入場券)

表面	
(略)	
明治 大正 昭和 <u>平成</u>	年 月 日
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印	
裏面	

(略)  
(到着番号札)

1 投票所
何市(区)(町)(村)第何投票区投票所到着第 号
2 期日前投票所
何市(区)(町)(村)何期日前投票所到着第 号

#### 第19号様式

(宣言書様式)

(略)

私は何郡(市・区)何町(村)大字何、何番地選挙人何某であることを宣言します。

(略)

#### 第20号様式

(仮投票調書様式)

その1 (法第50条の場合)

(略)

注 1 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

2・3 (略)

その2 (令第41条の場合)

(略)

注 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

その3・その4 (略)

#### 第22号様式

(投票に関する調様式)

その1

(略)

(入場券、到着番号札様式)  
(入場券)

表面	
(略)	
明治 大正 昭和	年 月 日
何市(町)(村)選挙管理委員会 印	
裏面	

(略)  
(到着番号札)

1 投票所
何市(町)(村)第何投票区投票所到着第 号
2 期日前投票所
何市(町)(村)何期日前投票所到着第 号

#### 第19号様式

(宣言書様式)

(略)

私は何郡(市)何町(村)大字何、何番地選挙人何某であることを宣言します。

(略)

#### 第20号様式

(仮投票調書様式)

その1 (法第50条の場合)

(略)

注 1 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

2・3 (略)

その2 (令第41条の場合)

(略)

注 1 仮投票の原因欄には、「選挙人において不服」「投票立会人において異議」の別を記載すること。

その3・その4 (略)

#### 第22号様式

(投票に関する調様式)

その1

(略)

(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人 (エ) <u>(ア+イ-ウ)</u>	棄権者数 (ケ) <u>(キ-ク)</u>	投票率 (コ) <u>(ク/キ× 100)</u>
-----	--	-----------------------------	-------------------------------------

注 1～4 (略)

5 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄に斜線を引くこと。

6 (略)

その2

(略)

(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人 (エ) <u>(ア+イ-ウ)</u>	棄権者数 (ケ) <u>(キ-ク)</u>	投票率 (コ) <u>(ク/キ× 100)</u>
-----	--	-----------------------------	-------------------------------------

注 1～6 (略)

7 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄については[ ]内のみ記載し[ ]の下それぞれの欄は斜線を引くこと。

8 (略)

その3

(略)

注 1～3 (略)

4 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には期日前投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ケ)欄には不在者投票によってなされた

(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人 (エ)	棄権者数 (ケ)	投票率 (コ)
-----	----------------------------	-------------	------------

注 1～4 (略)

5 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄に斜線を引くこと。

6 (略)

その2

(略)

(略)	名簿登録者数 選挙期日現在選挙人 (エ)	棄権者数 (ケ)	投票率 (コ)
-----	----------------------------	-------------	------------

注 1～6 (略)

7 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄については[ ]内のみ記載し[ ]の下それぞれの欄は斜線を引くこと。

8 (略)

その3

(略)

注 1～3 (略)

4 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には期日前投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ケ)欄には不在者投票によってなされた

もの（不在者投票の代理投票の仮投票を含む。郵便等による不在者投票の代理記載は含まない。）を記載すること。

5～7 (略)

その4

(略)

(略)	
洋上投票者数	南極投票者数
(ノ)	(ク)

注 1～4 (略)

5 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(コ)欄には投票所においてなされたもの（代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(サ)欄には期日前投票所においてなされたもの（期日前投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(シ)欄には不在者投票においてなされたもの（不在者投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(ス)欄には在外投票によってなされたもの（在外投票の代理投票の仮投票を含む。郵便等による不在者投票の代理記載は含まない。）を記載すること。

6 「洋上投票者数」及び「南極投票者数」欄は、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の場合のみ記載するものであること（これ以外の場合には斜線を引くこと。）。

7～9 (略)

第23号様式

(投票用紙及び投票用封筒精算書様式)

(略)

何市区町村選挙管理委員会

(略)

第24号様式

(送致目録様式)

その1

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 引継書

4・5 (略)

もの（不在者投票の代理投票の仮投票を含む。）を記載すること。

5～7 (略)

その4

(略)

(略)	
洋上投票者数	
(ノ)	

注 1～4 (略)

5 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(コ)欄には投票所においてなされたもの（代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(サ)欄には期日前投票所においてなされたもの（期日前投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(シ)欄には不在者投票においてなされたもの（不在者投票の代理投票の仮投票を含む。）を、(ス)欄には在外投票によってなされたもの（在外投票の代理投票の仮投票を含む。）を記載すること。

6 「洋上投票者数」欄は、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の場合のみ記載するものであること（これ以外の場合には斜線を引くこと。）。

7～9 (略)

第23号様式

(投票用紙及び投票用封筒精算書様式)

(略)

何市町村委員会

(略)

第24号様式

(送致目録様式)

その1

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(5) (略)

4・5 (略)

(略)

何市(区)(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(区)(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その2

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 引継書

4～7 (略)

(略)

何市(区)(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(区)(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その3 (期日前投票所)

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 引継書

4 投票用紙及び投票用封筒精算書

5 (略)

6 (略)

(略)

何市(区)(町)(村)何期日前投票所  
投票管理者 氏名 印

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会

注 項目3(3)及び6は衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において送致するものである。

#### 第26号様式

(繰上投票通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第28号様式

(繰延投票の期日通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第29号様式

(選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書)

(略)

(略)

何市(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その2

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(7) (略)

4～7 (略)

(略)

何市(町)(村)第何投票区  
投票管理者 氏名 印

何市(町)(村)開票区  
開票管理者 氏名 様

(略)

その3 (期日前投票所)

(略)

1・2 (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 (略)

(略)

何市(町)(村)何期日前投票所  
投票管理者 氏名 印

何市(町)(村)選挙管理委員会

注 項目3(3)及び5は衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において送致するものである。

#### 第26号様式

(繰上投票通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第28号様式

(繰延投票の期日通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

#### 第29号様式

(選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書)

(略)

(略)
(略) ア. <u>本市町村以外</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>本市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>刑事施設等</u> に収容
住所移転のため、 <u>本市町村以外</u> に居住

【請求する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市(区)	郡	町村	番地
明大昭平 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭平 年 月 日生(男・女)

第29号様式の2

(選挙人が行う期日前投票宣誓書)

(略)
(略) ア. <u>本市町村以外</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>本市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>刑事施設等</u> に収容
住所移転のため、 <u>本市町村以外</u> に居住

【宣誓する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市(区)	郡	町村	番地
明大昭平 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭平 年 月 日生(男・女)

第31号様式

(船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)  
(略)

(略)
(略) ア. <u>他の市町村</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>監獄等</u> に収容
住所移転のため、 <u>他の市町村</u> に居住

【請求する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市	郡	町村	番地
明大昭 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭 年 月 日生(男・女)

第29号様式の2

(選挙人が行う期日前投票宣誓書)

(略)
(略) ア. <u>他の市町村</u> に外出・旅行・滞在 イ. <u>市町村内</u> ( )
(略) イ. <u>監獄等</u> に収容
住所移転のため、 <u>他の市町村</u> に居住

【宣誓する者】

I 国内投票の場合

(略)	新潟県	市	郡	町村	番地
明大昭 年 月 日生(男・女)					

II 在外投票の場合

(略)
明大昭 年 月 日生(男・女)

第31号様式

(船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)  
(略)



(略)
(略)
イ. <u>刑事施設等</u> に収容
住所移転のため、 <u>本市町村以外</u> に居住

**【請求する者】**

(略)
明大昭平 年 月 日生(男・女)

**第31号様式の2**

(船員の不在者投票用紙等の交付簿様式)

(略)

注 1 (略)

2 摘要欄には、令第54条第1項の場合にあっては船員の登録市区町村を、令第59条の6第4項の場合にあっては指定船舶名、航海期間並びに選挙人の氏名等必要な事項を記載すること。

**第34号様式**

(不在者投票事務処理簿様式)

(略)

注 1～6 (略)

7 船員にして他の市区町村から投票用紙の交付を受けて投票した者も記載し備考欄にその旨を記載しておくこと。

8 (略)

**第35号様式の2**

(在外投票事務処理簿様式)

(略)

**第36号様式**

(開票立会人届出受理簿様式)

(略)

**第37号様式**

(開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第38号様式**

(開票立会人選任通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 印)  
(略)

(略)
(略)
イ. <u>監獄等</u> に収容
住所移転のため、 <u>他の市町村</u> に居住

**〔請求する者〕**

(略)
明大昭 年 月 日生(男・女)

**第31号様式の2**

(船員の不在者投票用紙等の交付簿様式)

(略)

注 1 (略)

2 摘要欄には、令第54条第1項の場合にあっては船員の登録市町村を、令第59条の6第4項の場合にあっては指定船舶名、航海期間並びに選挙人の氏名等必要な事項を記載すること。

**第34号様式**

(不在者投票事務処理様式)

(略)

注 1～6 (略)

7 船員にして他の市町村から投票用紙の交付を受けて投票した者も記載し備考欄にその旨を記載しておくこと。

8 (略)

**第35号様式の2**

(在外投票事務処理様式)

(略)

**第36号様式**

(開票立会人届出受理簿)

(略)

**第37号様式**

(開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  
(略)

**第38号様式**

(開票立会人選任通知様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(何市(町)(村)開票管理者 氏名 印)  
(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第8項の規定により通知しますから下記により参会してください。

(略)

### 第38号様式の2

(開票立会人氏名通知様式)

その1

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 「党派欄」は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市区町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その2

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1・2 (略)

3 「党派」欄は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市区町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その3

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1 (略)

2 「名簿届出政党等の名称及び略称又は党派」欄は、名簿届出政党等の届出により定まった立会人にあつては、当該名簿届出政党等の名称及び略称を、市区町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

### 第39号様式

(開票所及び日時指定告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何市(区)(町)(村)の開票の場所及び日時を次のとおり定めた。

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市(区)役所(何町(村)役場等)

貴殿を何年何月何日執行の何選挙における開票所の開票立会人に選任したので、公職選挙法第62条第8項の規定により通知しますから下記により参会してください。

(略)

### 第38号様式の2

(開票立会人氏名通知様式)

その1

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 「党派欄」は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その2

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1・2 (略)

3 「党派」欄は、候補者の届出により定まった立会人にあつては、当該候補者の党派を、市町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

その3

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印  
(略)

注 1 (略)

2 「名簿届出政党等の名称及び略称又は党派」欄は、名簿届出政党等の届出により定まった立会人にあつては、当該名簿届出政党等の名称及び略称を、市町村委員会の選任した立会人にあつては、その者の属する党派を記載すること。

### 第39号様式

(開票所及び日時指定告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何市(町)(村)の開票の場所及び日時を次のとおり定めた。

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

何市役所(何町(村)役場等)

第41号様式

(開票所入口標札様式)

何選挙何選挙区何郡(市・区)何町(村)開票区 開票所
-------------------------------

第41号様式

(開票所入口標札様式)

何選挙何選挙区何郡(市)何町(村)開票区 開票所
-----------------------------

第42号様式の2

(有効投票効力決定表様式)

(略)
票 数 <span style="float:right">票</span>
(略)

(略)

第42号様式の2

(有効投票効力決定表様式)

(略)
票 数 <span style="float:right">票</span>
(略)

(略)

第42号様式の4

(有効投票 (法68条の2のあん分) 効力決定表)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2 (略)

第42号様式の4

(有効投票 (法68条の2のあん分) 効力決定表)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2 (略)

第43号様式の3

(あん分計算表様式)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2～4 (略)

第43号様式の3

(あん分計算表様式)

その1・その2 (略)

その3

(略)

注 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

2～4 (略)

第44号様式

(投票点検結果報告書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 印

第44号様式

(投票点検結果報告書様式)

(略)

何市(町)(村)開票管理者 氏名 印

(略)

1～3 (略)

(4 あん分計算票)

注 「(4 あん分計算票)」については、該当のある場合のみ記載すること。

附表の1

(投票に関する調様式)

第22号様式により開票区内のものを取りまとめたもの。

附表の2

(投票計算表(その1)様式)

その1

(略)

(略)						無効投票率 〔(キ)/(ク) × 100〕
得票数に 加算された 票の数 同条による あん分票の うち候補者 の	不在者投票 の不受理	在外投票 の不受理	投票用紙 の持帰り	入場券等 の投入	その他( )	(カ)
(ウ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)	(ソ)	(タ)
						%

注 1～4 (略)

5 (シ) 欄には、在外投票の代理投票及び在外投票の代理投票の仮投票で不受理としたものも含めて記載すること。

6 (タ) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

その2

(略)

(略)	無効投票率 〔(キ)/(ク) × 100〕 (カ)
%	

注 1～6 (略)

7 (タ) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

その3

(略)

1～3 (略)

(4 按分計算票)

注 「(4 按分計算票)」については、該当のある場合のみ記載すること。

附表の1

(投票に関する調様式)

第22号様式により開票区内のものを取り纏めたもの。

附表の2

(投票計算表(その1)様式)

その1

(略)

(略)						無効投票率 〔(キ)/(ク) × 100〕
得票数に 加算された 票の数 同条による あん分票の うち候補者 の	不在者投票 の不受理	投票用紙 の持帰り	入場券等 の投入	その他( )		(カ)
(ウ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)	(ソ)	(タ)
						%

注 1～4 (略)

5 (ソ) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

その2

(略)

(略)	無効投票率 〔(キ)/(ク) × 100〕 (カ)
%	

注 1 (略)

7 (タ) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

その3

(略)

(略)	無効投票率 [(キ)/(ク) ×100] (ク)
	%

注 1～6 (略)

7 (ク) 欄の無効投票率については、小数点3位を四捨五入し、2位にとどめること。

附表の4

(投票計算表(その3)様式)

その1～その3 (略)

その4

(略)

(略)	2人以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したもの
-----	--

(略)

第48号様式

(候補者の被選挙権調査書様式)

(略)

(略)
(ア) 選挙人名簿に登録の有無、登録されていないときはその理由
(イ) 禁錮以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細
(ウ) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるかどうか、あるときはその詳細
(エ) (略)

(略)

(略)	無効投票率 [(キ)/(ク)] (ク)
	%

注 1～6 (略)

7 (ク) 欄の無効投票率については、小数点3位を4捨5入し、2位にとどめること。

附表の4

(投票計算表(その3)様式)

その1～その3 (略)

その4

(略)

(略)	2以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したのもの
-----	--

(略)

第48号様式

(候補者の被選挙権調査書様式)

(略)

(略)
(ア) 選挙人名簿に登録の有無、登録されていないときはその理由
(イ) 成年被後見人に該当の有無
(ウ) 禁こ以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細
(エ) 禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるかどうか、あるときはその詳細
(オ) (略)

(オ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細

(カ) (略)

(キ) (略)

(ク) (略)

(ケ) (略)

(コ) (略)

(サ) (略)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

注 (ア)、(ケ)、(コ)及び(サ)欄については、本籍地の市区町村における調査の場合は、不要である。

(カ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細

(キ) (略)

(ク) (略)

(ケ) (略)

(コ) (略)

(サ) (略)

(シ) (略)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

注 (ア)、(コ)、(サ)及び(シ)欄については、本籍地の市町村における調査の場合は、不要である。

### 第50号様式

(候補者の得票総数計算表様式)

(略)
候補者氏名
市区町村

### 第50号様式

(候補者の得票総数計算表様式)

(略)
候補者氏名
郡 市

### 第50号様式の3

(名簿届出政党等の得票総数計算表様式)

その1

(略)
名簿届出政党等の名称
市区町村

注 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

その2

(略)
名簿届出政党等の名称
市区町村

(略)

### 第51号様式

(候補者届出受理簿様式)

その1

### 第50号様式の3

(名簿届出政党等の得票総数計算表様式)

その1

(略)
名簿届出政党等の名称
市町村

注 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

その2

(略)
名簿届出政党等の名称
市町村

(略)

### 第51号様式

(候補者届出受理簿様式)

その1

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

その2

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス	名称	本部の所在地	代表者の氏名	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------	----	--------	--------	----------------

(略)

第52号様式

(候補者の届出又は推薦届出があった場合の告示様式)

その1

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

その2

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

(略)	職業
-----	----

その2

(略)	職業	名称	本部の所在地	代表者の氏名
-----	----	----	--------	--------

(略)

第52号様式

(候補者の届出又は推薦届出があった場合の告示様式)

その1

(略)	職業
-----	----

その2

(略)	職業
-----	----

(略)

第52号様式の3

(県委員会への報告書様式)

(略)

別紙

その1

(略)

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

その2

(略)

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス	名称	本部の所在地	代表者の氏名	一のウェブサイト等のアドレス

(略)

第53号様式

(市町村委員会への通知書様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

別紙

その1

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス
-----	----	----------------

(略)

第52号様式の3

(県委員会への報告書様式)

(略)

別紙

その1

(略)

(略)	職業
-----	----

その2

(略)

(略)	職業	名称	本部の所在地	代表者の氏名

(略)

第53号様式

(市町村委員会への通知書様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

別紙

その1

(略)	職業
-----	----



その2

(略)	職業	一の	党派
		ウェブ サイト 等の アド レス	

(略)

### 第53号様式の2

(候補者住所地の市町村長等への通知書様式)

その1 (候補者住所地の市町村長へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(区)(町)(村)長様

(略)

その2 (候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

### 第53号様式の3

(候補者が死亡したとき等の通知書様式)

その1

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった下記候補者は、何年何月何日死亡した(候補者の届出を却下した、候補者たることを辞した)ので、公職選挙法施行令第92条(第9項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

(略)

その2

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

### 第53号様式の4

(立候補届出書記載事項の異動通知様式)

(略)

何市(区)(町)(村)長様

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

その2

(略)	職業	党派

(略)

### 第53号様式の2

(候補者住所地の市町村長等への通知書様式)

その1 (候補者住所地の市町村長へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(町)(村)長様

(略)

その2 (候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)

(略)

候補者住所地

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

### 第53号様式の3

(候補者が死亡したとき等の通知書様式)

その1

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった下記候補者は、何年何月何日死亡した(候補者の届出を却下した、候補者たることを辞した)ので、公職選挙法施行令第92条第9項において準用する同条第1項の規定により通知します。

(略)

その2

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

### 第53号様式の4

(立候補届出書記載事項の異動通知様式)

(略)

何市(町)(村)長様

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長様

(略)

(略)	職業	一のウェブサイト等のアドレス	異動年月日

注 本籍欄から一のウェブサイト等のアドレス欄までについては、異動のあった事項にかかる部分のみを記載すること。

**第53号様式の6**

(候補者の通称認定に関する報告(通知)様式)

その1

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

(何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様)

(略)

その2

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

(何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様)

(略)

**第58号様式の2**

(無投票の場合の通知書様式)

(略)

備考

本通知は令第49条の規定により市(区)町村委員会を経由するものであること。

**第63号様式**

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

(略)	職業	異動年月日

注 本籍欄から職業欄までについては、異動のあった事項にかかる部分のみを記載すること。

**第53号様式の6**

(候補者の通称認定に関する報告(通知)様式)

その1

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

その2

(略)

新潟県選挙管理委員会委員長 様

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 様

(略)

**第58号様式の2**

(無投票の場合の通知書様式)

(略)

備考

本通知は令第49条の規定により市町村委員会を経由するものであること。

**第63号様式**

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。